

相模原市監査委員公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成31年3月26日に実施した行政監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長及び教育委員会から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和元年5月31日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 須 田 毅

同 大 崎 秀 治

1 監査対象事務

市有財産(建物及び物品)の管理及び活用について

2 監査の日程

平成30年10月4日から平成31年3月26日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和元年5月24日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(2)建物の異動等に係る手続について</p> <p>財産事務規程に基づき、行政財産である建物の用途を廃止しようとするときは公用廃止の手続を、また建物の滅失などの異動があった場合は直ちに市有財産異動通知により通知しなければならない。</p> <p>監査対象とした建物の取得等に係る手続について抽出により調査したところ、相武台前駅北口自転車駐車場の一部の建築物及び「たてしな自然の村」について、いずれも平成29年度中に解体済みであったが、公用廃止及び異動に係る手続が財産事務規程に定める時期に行われたことが確認できず、平成29年度末時点において財産管理システム、財産調ともに登録されたままの状態となっていた。さらに、相武台前駅北口自転車駐車場の一部の建築物約345㎡が災害共済に加入していなかった。</p> <p>市有財産を適正に管理するためには、財産台帳などの情報が適時に更新され、正しい内容となっていることが不可欠であり、所管課が適切な時期に遺漏なく必要な手続を行うことが重要であることは言うまでもない。</p>	<p>平成30年10月4日から平成31年3月26日にかけて実施された行政監査における検討すべき事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>「たてしな自然の村」施設の閉鎖に伴う公用廃止及び財産の異動に係る手続につきましては、建物の閉鎖時及び解体工事の完了時の手続を失念し、実施しておりませんでした。</p> <p>その後、平成30年9月21日付け管財課発出の事務連絡「平成31年度建物総合損害共済保険料の見込調査について(依頼)」により、所管する施設の保険料の見込調査を実施する中で、当該施設の財産の異動に係る手続が未実施であることを認知したため、公用廃止及び財産異動通知に係る決裁処理を行い、同年10月31日に管財課へ提出しました。</p> <p>今回の指摘を受け、同年12月27日に所属長より職員に対し、改めて、市有財産条例、同施行規則及び市有財産事務取扱規程に基づく市有財産管理事務の重要性について説明し、その適正な執行を図るよう注意喚起するとともに、再発防止に向け財産管理に係る事務処理マ</p>

今後は、所管する市有財産の管理に係る諸手続について、その重要性を再認識するとともに、再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

【商業観光課、都市整備課】

マニュアルを作成するよう指示しました。

マニュアルにつきましては、平成31年2月に作成し、事務処理に遺漏がないよう取り組んでおります。

また、その他の所管財産につきましても、改めて、財産台帳と施設台帳等及び図面類との照合や、現地確認を実施し、問題がないことを確認しております。

【商業観光課】

平成29年度に解体した相武台前駅北口自転車駐車場の一部の建物につきましては、解体に伴う公用廃止及び財産異動に係る手続を失念し、実施していませんでした。

指摘を受け、公用廃止及び市有財産異動通知の手続を平成30年12月26日に決裁処理し、管財課に提出しました。

また、相武台前駅北口自転車駐車場設置の際の災害共済未加入につきましては、毎年の保険更新時期の確認の際に、所管する全ての施設を確認せず、変更した施設のみの確認に留まっていたために、加入漏れに気が付くことができませんでした。

指摘を受け、災害共済の加入手続を平成30年12月26日に決裁処理し、管財課に提出しました。

なお、その他の施設に関しても、権利変換計画書や図面、登記簿との照合や現地確認によって確認を進めております。

今回、指摘を受けた2事例はいずれも市有財産管理事務における認識や確認が不十分であったことから、再発防止のため市有財産管理事務に係る一連の事務手続について、その重要性を再認識するとともに、今後は複数の職員による確

(4) 不用物品に係る入庫処理について

物品を所管する課において使用中の物品が不用になり、又は使用に耐えなくなった場合は、物品規則第26条により備品にあつては備品管理カードにより入庫処理を行わなければならない。

監査対象とした物品の取得等に係る事務処理について抽出により調査したところ、平成25年度末で廃止された「清新学校給食センター」の厨房機器及び平成28年度末で廃止された「たてしな自然の村」で使用されていた車両について、いずれも平成29年度末までに処分済みであったが、不用になり又は使用に耐えなくなった時点で入庫処理が行われたことが確認できず、平成29年度末時点において財産管理システム、財産調ともに登録されたままの状態となっていた。

物品の保有状況を正確に記録し把握するとともに、財産台帳に登録すべき重要物品、すなわち財産に関する調書に掲載される物品の取得等の状況を明らかにするためには、所管課が物品規則等に従い適切な時期に遺漏なく必要な手続を行うことが不可欠である。

今後は、不用となった場合の速やかな入庫処理など所管する物品の管理に係る諸手続について、改めてその重要性を認識し、適正に執行されたい。

【商業観光課】

認を徹底し、適正な執行に取り組んでまいります。

【都市整備課】

「たてしな自然の村」に配置しておりました車両は施設閉鎖後の撤収作業期間中に廃棄をしましたが、入庫の手続を失念し、実施しておりませんでした。

その後、平成30年9月21日付け管財課発出の事務連絡「平成31年度建物総合損害共済保険料の見込調査について(依頼)」により、所管する施設の保険料の見込調査を実施する中で、当該施設の財産の異動に係る手続が未実施であるとともに、当該車両に係る入庫処理についても未処理であったことを認知したため、同年11月30日に契約課へ備品管理カードを送付し、入庫の手続を行いました。

今回の指摘を受け、同年12月27日に所属長より職員に対し、改めて、物品規則等に基づく市有財産管理事務の重要性について説明し、その適正な執行を図るよう注意喚起するとともに、再発防止に向け財産管理に係る事務処理マニュアルを作成するよう指示しました。

マニュアルにつきましては、平成31年2月に作成し、事務処理に遺漏がないよう取り組んでおります。

また、その他の所管財産につきましても、改めて、財産台帳と施設台帳等及び図面類との照合や、現地確認を実施し、問題がないことを確認しております。

【商業観光課】

(5) 不用物品の処分手続について

物品規則に基づき、物品出納員は返納物品のうち再用の見込みのないもの及び使用に耐えないものについて、物品処分書により不用の決定を行った後売却又は廃棄の手続をとらなければならない。

物品の入庫処理に関連して平成29年度の不用物品の処分手続について調査したところ、物品処分書による不用の決定を行っていることは確認できなかった。

市有財産である物品の処分に当たっては、手続の透明性を確保するため物品規則に従い事務処理を行う必要があることは言うまでもなく、処分件数などの実態に応じた事務の効率性等も勘案し、準拠すべき物品規則の規定を再検証して実態に即した明確なものとするなど、適正な物品管理事務の執行に努められたい。

【契約課】

(6) 自動車台帳等の未作成について

対象課における自動車の管理に係る書類の作成状況について調査したところ、津久井生涯学習センターにおいて備品管理カード及び自動車台帳が作成されておらず、津久井地域経済課において自動車台帳が作成されていないかった。

今後は、関係諸規程に準拠した自動車の効率的な運用等を図り、管理事務を適正に執行されたい。

【津久井地域経済課】

不用物品の入庫件数は、年間約1万件前後あり、全ての案件について物品出納員である契約課長が物品の状態を把握し、物品処分書を作成し不用の決定を行うことは事務の効率性や迅速性という観点から難しいこと、また、使用中の物品の管理を行っている物品管理者である各課長の方が物品の使用状況や状態について物品出納員よりもよく把握し、適切に判断することができることから、物品管理者である各課長が物品処分書によらず、物品の不用決定を行うように平成31年3月29日付けで物品規則の改正を行いました。

【契約課】

今回の事例につきましては、毎年管財課に報告している公用車台数等調べ調査表の作成をもって庁用自動車管理規則第15条に定める自動車台帳に足りるものと認識を誤り、自動車台帳の作成及び備付けを怠っておりました。

本件の対応といたしましては、平成30年12月に管理に必要な事務を記録した自動車台帳の作成及び備付けを完了しました。

今後につきましては、関係諸規程を遵守し、適正な自動車管理業務の執行に努めてまいります。

【津久井地域経済課】

(7)自動車に係る定期点検整備の未実施について

対象課が管理する自動車に係る定期点検整備の実施状況について抽出により調査したところ、津久井地域経済課、南清掃工場、津久井クリーンセンター、緑土木事務所、津久井土木事務所及び中央土木事務所において、道路運送車両法に定める検査は実施していたものの、定期点検整備を実施していない自動車があった。

万が一自動車の整備不良により事故や路上での故障などのトラブルが発生すると、その処理に多くの時間や労力を費やすだけでなく、市民の信頼を失うことにもなりかねないため、使用者が責任を持って日頃から自動車の状態を把握し、その性能を適切に維持することが重要である。

今後は、定期点検整備について、関係法令の内容を十分に確認してその重要性を再認識するとともに、確実に実施する体制を整え、適正な自動車の管理に万全を期されたい。

【津久井地域経済課、南清掃工場、津久井クリーンセンター、緑土木事務所、津久井土木事務所、中央土木事務所】

今回の事例につきましては、道路運送車両法第48条に定められている定期点検整備についての認識不足により、保有車両2台について、定期点検整備を実施しておりませんでした。

本件の対応といたしましては、2台とも平成31年1月に定期点検整備を実施しました。

今後につきましては、定期点検整備について、その重要性を再認識するとともに、再発防止策として自動車台帳へ定期点検整備の時期を記載し、複数人で点検時期の確認を行うことにより、適正な車両管理の徹底に努めてまいります。

【津久井地域経済課】

今回の事例につきましては、道路運送車両法第48条に定められている定期点検整備についての認識不足により、保有車両8台のうち、同法の適用を受けない構内作業用の車両3台を除き、5台全てについて定期点検整備を実施しておりませんでした。

本件の対応といたしましては、4台につきましては平成30年12月に定期点検整備を実施し、1台につきましては同年11月に車検を受けたことから令和元年度の適切な時期に定期点検整備を実施します。

今後につきましては、定期点検整備について、その重要性を再認識するとともに、再発防止策として、車両等管理台帳に定期点検整備欄を追加し、事務所内への車両一覧表の掲示や車両内への車検・定期点検月の掲示を行い、点検等実施状況を複数人で確認できるように改

め、適正な車両管理の徹底に努めてまいります。

【南清掃工場】

今回の事例につきましては、道路運送車両法第48条に定められている定期点検整備についての認識不足により、保有車両15台のうち、同法の適用を受けない構内作業用の車両4台を除き、定期点検整備を適正時期に実施していた車両は1台のみで、遅延して実施していた車両が1台、他の9台は実施してありませんでした。

本件の対応といたしまして、7台につきましては、平成30年12月から平成31年4月までに定期点検整備を実施し、2台につきましては、平成30年12月に車検を実施したことから令和元年6月に定期点検整備を実施します。

今後につきましては、定期点検整備について、その重要性を再認識するとともに、再発防止策として既存の車両台帳に定期点検整備欄を設けた車両等点検管理台帳を作成し、事務所に掲示するとともに各車両内にも点検整備の実施時期を表示し、複数の職員による確認ができるよう改めました。また、従来各施設ごとで分散して車両の管理をしていたものを管理・施設班での一括管理に改め、適正な車両管理の徹底に努めてまいります。

【津久井クリーンセンター】

今回の事例につきましては、道路運送車両法第48条に定められている定期点検整備についての認識不足により、保有車両6台のうち、資材置場内でのみ使用し、当該点検整備の対象外である車両1台を除き、2台については当該点検整

備を実施していましたが、3台については実施していませんでした。

本件の対応といたしましては、3台について、平成30年12月から令和元年5月までに当該点検整備を実施しました。

今後につきましては、車両内に点検時期を表示することで、利用する職員が点検時期を把握できるよう改善を行うとともに、定期点検整備を行った証明書類について、車両ごとに台帳を作成、保管し、適正な車両管理の徹底に努めてまいります。

【緑土木事務所】

今回の事例につきましては、道路運送車両法第48条に定められている定期点検整備についての認識不足により、保有車両7台のうち、6台について定期点検整備を実施していませんでした。

本件の対応といたしましては、6台の車両につきまして、平成30年12月から平成31年1月までに当該点検整備を実施しました。

今後につきましては、車両台帳に定期点検整備時期を明記することで、職員が日頃から点検時期を把握できるよう改善を行い、適正な車両管理の徹底に努めてまいります。

【津久井土木事務所】

今回の事例につきましては、道路運送車両法第48条に定められている定期点検整備についての認識不足により、保有車両11台のうち、9台について定期点検整備を実施していませんでした。

本件の対応といたしましては、8台につきましては、当該点検整備の時期に合

わせ、平成30年12月から平成31年4月までに実施し、1台につきましては、直近に車検を実施したことから令和元年度の適切な時期に当該点検整備を実施します。

今後につきましては、車両台帳に車検や12か月定期点検整備時期のほかに、新たに6か月定期点検整備時期を明記し、複数人で点検時期のチェックを行うことにより、車検及び12か月・6か月定期点検整備を適正に実施してまいります。

【中央土木事務所】

1 監査対象事務

市有財産(建物及び物品)の管理及び活用について

2 監査の日程

平成30年10月4日から平成31年3月26日まで

3 措置に係る通知日

教育委員会から通知があった日 令和元年5月24日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(4) 不用物品に係る入庫処理について</p> <p>物品を所管する課において使用中の物品が不用になり、又は使用に耐えなくなった場合は、物品規則第26条により備品にあっては備品管理カードにより入庫処理を行わなければならない。</p> <p>監査対象とした物品の取得等に係る事務処理について抽出により調査したところ、平成25年度末で廃止された「清新学校給食センター」の厨房機器及び平成28年度末で廃止された「たてしな自然の村」で使用されていた車両について、いずれも平成29年度末までに処分済みであったが、不用になり又は使用に耐えなくなった時点で入庫処理が行われたことが確認できず、平成29年度末時点において財産管理システム、財産調ともに登録されたままの状態となっていた。</p> <p>物品の保有状況を正確に記録し把握するとともに、財産台帳に登録すべき重要物品、すなわち財産に関する調書に掲載される物品の取得等の状況を明らかにするためには、所管課が物品規則等に従い適切な時期に遺漏なく必要な手続を行うことが不可欠で</p>	<p>平成30年10月4日から平成31年3月26日にかけて実施された行政監査における検討すべき事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>「清新学校給食センター」の厨房機器については、センター解体に伴う不用物品の売払いを行った際に備品の入庫処理を失念したことにより、財産管理システム、財産調ともに登録されたままの状態になっていたものです。</p> <p>平成30年12月21日付けで契約課に備品管理カードを提出し、入庫処理を行いました。</p> <p>本件の対応といたしましては、学校保健課が購入する学校給食用備品については、パソコンによりデータを管理しておりますので、更新備品である場合は、入庫処理が必要であることを表示し、入庫が完了したことを記入する欄を設け、適正に入庫処理できるようにしました。</p> <p>また、備品を購入した際には、学校保健課から対象の学校へ備品取得通知を発出しておりますので、更新により不用となった備品については入庫が必要である旨の内容を新たに記入しました。</p> <p>財産管理に係る手続について全職員</p>

ある。

今後は、不用となった場合の速やかな入庫処理など所管する物品の管理に係る諸手続について、改めてその重要性を認識し、適正に執行されたい。

【学校保健課】

(6) 自動車台帳等の未作成について

対象課における自動車の管理に係る書類の作成状況について調査したところ、津久井生涯学習センターにおいて備品管理カード及び自動車台帳が作成されておらず、津久井地域経済課において自動車台帳が作成されていなかった。

今後は、関係諸規程に準拠した自動車の効率的な運用等を図り、管理事務を適正に執行されたい。

【津久井生涯学習センター】

が改めて確認を行い、毎年、市有財産調の状況を確認するとともに、財産の取得や異動があった際には物品規則等に基づく手続を適正に行ってまいります。

【学校保健課】

今回の事例につきましては、物品規則、庁用自動車管理規則など関係諸規程に基づく自動車管理事務の認識不足が原因であります。

本件の対応といたしましては、備品管理カードと自動車台帳を平成30年11月に作成しました。なお、自動車台帳につきましては、平成31年1月8日付け管財課発出の事務連絡「庁用自動車の適正な管理について(通知)」により、様式が例示されたことから、様式を改めました。

今後につきましては、関係諸規程を遵守し、適正な自動車管理事務の執行に努めてまいります。

【津久井生涯学習センター】